

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 12 月 8 日

更新日：令和 5 年 12 月 15 日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒949－8292) ニイガタケンナカウオヌマガンツナンマチオオアザシモフナ ト ボ 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地 バンチ 津南町 ツナンマチ
ヤクバノウリンシンコウカ 役場農林振興課

名称（フリガナ）：ツナンユキシタ 津南雪下 キョウギカイ にんじん協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 宮澤 清

ウェブサイトのアドレス：－

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類（にんじん）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ツナン ユキシタ 津南の雪下 ニンジン にんじん、Tsunan no Yukishita Ninjin

4 明細書の変更

生産者団体津南雪下 ニンジン にんじん協議会は法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係わる事項に係わる明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種、生産地及び栽培方法の確認

協議会は、出荷前に、生産者から「生産管理記録簿」を提出させ、その記載内容を確認し、明細書の記載に適合した品種が使用されていること、生産地及び栽培方法を確認する。

また、協議会は、年 1 回以上、ほ場巡回を行い、明細書の記載に適合した品種が使用されていること、生産地及び栽培方法について確認を行う。

上記の品種、生産地及び栽培方法の確認結果は、「津南の雪下 ニンジン にんじん」地理的表示確認表」に記録する。

（2）出荷規格及び最終製品の確認

共同集荷場等において選果を行い、協議会は、この際に、出荷規格及び最終製品を確認する。確認結果は、「津南の雪下 ニンジン にんじん出荷管理票」に記録する。

（3）臨時の調査

上記によるほか、明細書記載の品種、生産地、栽培方法及び出荷規格が遵守されていないことが疑われる場合には、協議会は臨時に現地確認を行うことができる。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種、生産地、栽培方法及び出荷規格について

協議会は、明細書に記載の品種、生産地、栽培方法及び出荷規格を遵守していない生産者に対しては、警告を発し、是正を求める。警告を受けたにもかかわらず、生産者が是正しない場合、協議会は、当該生産者について、「津南の雪下にんじん」の名称及びGIマークの使用を禁止する。

(2) 講習会の開催による指導

協議会は、年に一回以上、講習会を開催し、全生産者に対し、明細書記載の栽培方法等について周知徹底を図る。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 5(2)の際に、明細書に記載の各基準を全て満たしているにんじんについてのみ、地理的表示である「津南の雪下にんじん」及びGIマークが包材等（出荷用ダンボール等）に使用されているか否かを確認する。

(2) 協議会は、(1)の確認の際に、以下のにんじんがないかも確認する。

- ① 明細書記載の各基準のいずれかを満たしていないにんじんであるにもかかわらず、地理的表示である「津南の雪下にんじん」が使用されているにんじん
- ② 地理的表示である「津南の雪下にんじん」のみが使用されているにんじん
- ③ GIマークのみが使用されているにんじん
- ④ 地理的表示である「津南の雪下にんじん」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されているにんじん

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 協議会は、以下の場合について、当該表示を行った生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、地理的表示である「津南の雪下にんじん」及びGIマークの使用を禁止する。

- ① 明細書記載の各基準のいずれかを満たしていないにんじんであるにもかかわらず、地理的表示である「津南の雪下にんじん」及びGIマークが使用されている場合。
- ② 地理的表示である「津南の雪下にんじん」のみが使用されている場合
- ③ GIマークのみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「津南の雪下にんじん」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されている場合

(2) 協議会は、6(2)に記載の講習会などの機会において、全生産者に対し、地理的表示及びGIマークの使用について周知徹底を図る。

9 生産行程管理業務の委託

5 から 8 までの業務の確認及び指導は津南町農業協同組合、株式会社麓及び有限会社大地の 3 社が協議会より委託を受け、その業務を行う。

10 実績報告書の作成等

協議会は 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までを 1 年度として、年度終了後 7 月末日までに以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添 5 「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、協議会が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

11 実績報告書等の保存

協議会は、10 において作成提出した資料に加えて、以下の書類を津南雪下にんじん協議会の事務所に、その提出日から 5 年間保存する。

- ① 生産管理記録簿
- ② 「津南の雪下にんじん」地理的表示 確認表
- ③ 津南の雪下にんじん出荷管理票

12 連絡先

